

## 特定小売供給約款以外の供給条件

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係わる電気料金等の特別措置)

2023年6月1日実施

20230523 資第 6 号

認 可

2023 年 5 月 29 日

## 料金その他の供給条件の内容

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、2011年3月11日、3月12日、3月15日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4月22日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6月30日、7月21日、8月3日、11月25日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、2012年4月1日、4月16日、7月17日、8月10日、12月10日、2013年3月22日、3月25日、4月1日、5月28日、8月8日、2014年10月1日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、2014年10月1日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、2011年3月11日以降、避難指示等がなされた地域または地点において、避難されたお客さま(以下、「お客さま」という。)から申出があった場合には、特定小売供給約款(2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。)の規定にかかわらず、次の供給条件を適用するものとする。ただし、第3項については、お客さまが、避難にともない当社供給区域内の他の需要場所において電気を使用する場合で、お客さまから申出があったときについても、適用するものとする。

- 1 お客さまの電気料金を、避難指示等を受け避難された期間、免除する。ただし、原則として、避難指示等が解除された日(以下、「避難指示等解除日」という。)の半年後までを限度とする。
- 2 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が被災により復旧まで一時使用不能となったものについては、避難期間終了日からその半年後までの期間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。ただし、避難指示等解除日の半年後までを限度とする。
- 3 お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、料金の精算を免除する。

## 附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件(2019年9月30日認可。)の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

以 上